

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○指定代理納付者の指定	(税 務 課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○保安林の指定施設要件の変更	(森林整備課)	二
○岸壁、物揚場及び棧橋の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(水産業基盤整備課)	三
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	三
○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○宮城県米山高高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(同)	三
○宮城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (三件)	(同)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(教育庁高校教育課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	六
○不在者投票を管理すべき施設の指定等		八
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		八

ページ

正 誤

○宮城県公報第二五五二号中

告 示

○宮城県告示第四百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

自動車税及びこれに係る延滞金

寄附金(使途を特定しないものに限る。)

三 指定期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すがわら内科クリニック	気仙沼市松崎菅百二十一-三	平成二十六年四月一日
河北歯科診療所	石巻市相野谷字旧会所前十	平成二十六年四月一日
榊原デンタルクリニック	黒川郡富谷町成田七-二十六-百十九	平成二十六年五月一日
歯科おのであら	大崎市古川旭一-十四-二十四	平成二十六年五月一日

仙台調剤薬局気仙沼店	気仙沼市松崎菅百十一	平成二十六年四月一日
あいあい薬局	岩沼市中央二一四一三	平成二十六年四月一日
まつい調剤薬局	登米市迫町佐沼字天神前八十一四	平成二十六年四月一日
宮城県立精神医療センター訪問看護ステーションゆとり	名取市手倉田山字山無番地	平成二十六年四月十五日

○宮城県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
汲川歯科医院	多賀城市高橋五一十一一六	平成二十六年三月三十一日
鎌田歯科医院	柴田郡大河原町字新南二十三一一	平成二十五年十二月二十六日
藤田歯科医院	巨理郡山元町浅生原字作田山二一八二二	平成二十六年三月三十一日
まつい調剤薬局	登米市迫町佐沼字天神前八十一四	平成二十六年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
登米市立米谷病院内沼診療所	登米市中田町上沼字弥勒寺中下二二一六	登米市中田町上沼字新寺下五十九一	平成二十六年四月一日
変更後			

○宮城県告示第四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町字玉貫二〇の九、字下滝南二の二から二の六まで、二の八、字船場三二の二から三二の五まで、字田町北七八の一、七九の一、七九の二、七九の六から七九の九まで、字田町南一四二の二、一四七の三、一五二、一五六、一五七、一五九、字菱川内一の二、二〇の三、二二の二、二五の二
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町字滝原五二の一四、五三の一、五三の四（次の図に示す部分に限る。）、字田町北九の一・一〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三九、七九の一、七九の一〇、七九の一、七九の一三、七九の一四、字矢洗六二の一、一四三の一、一四三の二、字測ノ上一九の一、字上滝西五五の四、五五の五（次の図に示す部分に限る。）、五六の一、五六の二、五八

の 一

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を平成二十六年四月一日次のとおり委託した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託内容	委託期間	委託の相手方
塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	塩竈市
石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	石巻市
気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	気仙沼市
女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	女川町
志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	南三陸町

閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用料の徴収

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

石巻市開成一番二十七宮城県漁業協同組合

○宮城県告示第四百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年三月二十八日次のとおり委託した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

大崎市古川新田字昭和三十七番地一 高橋畜産 代表 高橋 正紀

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年四月一日次のとおり委託した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市米山町西野字新遠田六十七番地
株式会社Y・Y

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年四月一日次のとおり委託した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年四月一日次のとおり委託した。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物の協同組合産直なかだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十六年四月一日次のとおり委託した。

平成二十六年五月二十三日

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一 協同組合産直なかだ愛菜館

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年五月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A 重油（JIS一種二号）七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十六年七月四日 午後一時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十六年八月 二百キロリットル 平成二十六年十一月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定

の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十六年五月二十九日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書の交付期限
平成二十六年六月五日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年六月五日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十六年六月十日午前九時から平成二十六年六月十七日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 提出期限 平成二十六年六月十七日午後五時まで
ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
平成二十六年六月十八日午前十時 高校教育課内（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者
1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入

札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 70 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : July 4, 2014

3 Place of Delivery : Miyaginamaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : June 17, 2014, 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十六年五月二十三日

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 微物分析装置賃貸借 一式

宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年十月一日から平成三十一年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県警察科学捜査研究所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

いう。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五)へ平成二十六年六月十一日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付期限

平成二十六年六月四日(水)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年六月十七日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十六年七月一日(火)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年七月二日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters July 1, 2014, 5 : 00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Lease of microscopic analysis equipment - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters July 2, 2014, 10 : 00 a.m.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年五月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 宮城社会保険病院の項中「宮城社会保険病院」を「独立行政法人地域医療機能推進機構仙

台南病院」に改める。

別表第一の二宮城社会保険介護老人保健施設の項中「宮城社会保険介護老人保健施設」を「仙台南

病院附属介護老人保健施設」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年五月二十三日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年5月23日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 安

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「警備列自動車」の次に「及び警護列自動車」を加える。

第7条第4項中「以外の」を「のうち」に改める。

第29条第1項の表中

「	8 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の申請の受理	8 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の申請の受理
	9 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理	9 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理
	10 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付	10 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付
	11 法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申込みの受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）	11 法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申込みの受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
	12 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理	12 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理
	13 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）	13 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
	14 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理	14 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理
	15 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理	15 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理
	16 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請の受理	16 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請の受理

を

「	8 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の申請の受理	8 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の申請の受理
	9 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理	9 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理
	10 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理	10 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理
	11 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付	11 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付
	12 法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）	12 法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
	13 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理	13 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理
	14 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）	14 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
	15 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理	15 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理
	16 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理	16 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理
	17 法第107条の7第2項の規定による国外運転	17 法第107条の7第2項の規定による国外運転

免許証の交付の申請の受理

に改める。

第30条第1項の表中「若しくは第4号」を「、第4号若しくは第5号」に改める。

第41条第4項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「教習指導員」を「旅客自動車教習所指導員」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第29条第1項の表及び第30条第1項の表の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第二五五二号（平成二十六年四月二十五日付け）中

正

誤

本吉郡南三陸町志津川字磯の沢、
字平井田、字立沢、字大畑、字阿
曾及び字蛇王並びに歌津字白山地
内

本吉郡南三陸町志津川字磯の沢、
字平井田、字立沢、字大上坊、字
大畑、字阿曾及び字蛇王並びに歌
津字白山地内

ページ

六 段

行

後ろか
ら五